

告示

埼玉県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人羽尾表前土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
監事	内田正吉	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百五十五番地
同	内田正男	同 同 同 羽尾千四百六十三番地
同	井上義仁	同 同 同 羽尾千二百三十一番地一